平成14年3月12日宣告 傷害致死(予備的訴因傷害,暴行)被告事件

判 决

被告人氏名,本籍,住居,職業,生年月日 (略) 主 文

被告人を罰金30万円に処する。

未決勾留日数中、1日を金5000円に換算して罰金額に満つるまでの分を刑に算入する。

理由

(犯罪事実) 被告人は,

- 第1 平成13年2月15日午前11時ころ、札幌市 a 区 b 条 c 丁目 d 番 e 号所在のA 食品工業株式会社製造部2課洋菓子工場内において、B (当時47歳)に対し、その左眼部を右手拳で1回殴打した上、その左腹部を左手拳で1回殴打し、足で1回蹴るなどの暴行を加え、よって同人に全治約1か月間を要する左眼部挫傷及び皮下出血の傷害を負わせ、
- 第2 同白午後1時10分ころ、同所において、前記鳴海に対し、その腹部を 2、3回膝蹴りするなどの暴行を加えた。

(証拠の標目) (略)

(事実認定の補足説明)

- 1 本件の主位的訴因は、「被告人は、(1)平成13年2月15日午前11時ころ、札幌市a区b条c丁目d番e号所在のA食品工業株式会社製造部2課洋菓子工場内において、B(当時47歳)に対し、その左眼部を右手拳で殴打したり、足蹴にする暴行を加え、同人に左眼部打撲に起因するくも膜下出血及び脳幹部実質内出血等の傷害を負わせ、(2)前同日午後1時10分ころ、前記場所において、Bに対し、その腹部を膝蹴りするなどの暴行を加え、よって、同月21日、同区f条g丁目h番i号j号室所在のB方寝室において、同人を前記傷害に基づく脳機能障害により死亡させた。」というものであるが、当裁判所は、判示のとおり予備的訴因である傷害及び暴行の事実を認定したので、以下、その理由を説明する。
- 2 被告人が被害者に対し判示の一連の暴行を加え、判示第1の傷害を負わせた こと及び被害者が主位的訴因の日時場所において死亡したことは、前掲関係各 証拠によって認めることができる。

3 以上によれば、被告人の暴行と被害者の死亡との間に因果関係があるという C鑑定には合理的な疑いを入れる余地があり、他に上記因果関係を認めるに足 りる証拠はないから、主位的訴因を認定することはできない。したがって、判 示のとおり予備的訴因の事実を認定する。 (法令の適用)

被告人の判示第1の所為は刑法204条に、判示第2の所為は同法208条に それぞれ該当するところ、各所定刑中いずれも罰金刑を選択し、以上は同法45 条前段の併合罪であるから、同法48条2項により各罪所定の罰金の多額を合計 した金額の範囲内で被告人を罰金30万円に処し、同法21条を適用して未決勾 留日数中,1日を金5000円に換算して罰金額に満つるまでの分を刑に算入し,訴訟費用は,刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、勤めていた会社の工場で、同僚であった被害者の仕事のやり方などに腹を立て、怒りにまかせて安易に暴力を加えたものであって、動機に酌量すべき点は乏しい。犯行の態様は、判示第1の犯行については、手拳でい者の左眼部を強打した上、四つんばいになって苦しそうにうめき声を上げてて被害者の腹部を足でカー杯蹴ったというものであり、判示第2の犯行については、胸ぐら等をつかんで腹部を思い切り2、3回膝蹴りしたというものであるは、胸ずら等をつかんで腹部を思い切り2、3回膝蹴りしたというものであるがら、は異行を加えた、いずれも危険な犯行であり、無抵抗の被害者に対して一方的に暴行を加えた、以上によれると当後によれるの刑事責任は軽くないというべきである。

しかしながら、他方において、被告人が本件犯行を素直に認めて深く反省していること、本件犯行後、被害者は日曜日を除いて通常どおり出勤しており、被害者から被告人に電話をかけたことがきっかけとなって和解していること、おわびとして被害者の家族に対して200万円を支払う用意するなど、慰謝の措置を講じる努力をしていること、会社から懲戒解雇の処分を受けたこと、前科前歴はなく、今まで社会人としてまじめに働いてきていること、妻が被告人の監督を約束していることなど被告人のために酌むべき事情も認められる。

そこで、当裁判所は、被告人を主文のとおり罰金刑に処するのが相当であると 判断したが、被告人が約3か月間身柄を拘束されていたことを考慮して、罰金額 の全部について未決勾留日数を算入することとした。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役4年)

(検察官本多裕一郎, 私選弁護人坂口唯彦各出席)

平成14年3月12日

札幌地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官	井				修
裁判官	登		石	郁	郎
裁判官	小	野	瀬		昭